

一般質問

市民クラブ

公契約条例の制定

問 若者の市外流出を防ぐ方策として建設業従事者の処遇改善を図るため、公契約条例を制定する考えはないのか。

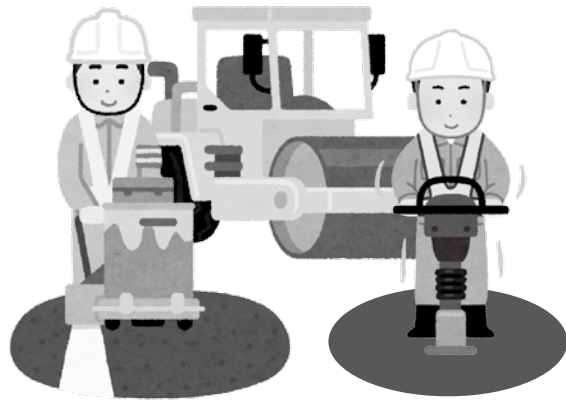
公契約条例：地方自治体が発注する建設工事等において、受注者に一定額以上の賃金の支払いを義務づける条例

答 賃金や労働条件等は、労働関係の法令等に基づき、労働者と経営者の合意によって決定されるものと認識している。

政令市・中核市等を調査した中では、条例を制定した市では、条例制定による賃金の変動が確認できていない状況であり、対象工事とそれ以外の従事者に賃金格差が生じている事例が見られた。一方で、未制定の市では、地方自治体が個々の労働契約に介入することは困難であるとの意見や、企業経営への介入であるとの反対意見があったと伺っている。

このようなことから、賃金や労働条

件等に対して一定の義務を課すことについては、国の法整備を最優先すべきであり、条例制定には慎重にならざるを得ないと考えている。



メンタル疾患による休職者と 仕事改革

問 メンタル不調による休職者が多いことへの対応と、仕事改革として、AI（人工知能）等の導入による環境整備を行う考えについて伺いたい。

答 メンタルヘルス不調の予防策として、朝礼や課内ミーティングによるコミュニケーションの活性化、新任課長などへのメンタルヘルス研修を実施するとともに、心療内科医や臨床心理士による相談窓口を設置し、職員が相談しやすい環境整備などを行っている。

また、職員の業務量削減については、これまでも事務の効率化に取り組みとともに、民間委託等を推進している。

さらに、AI等の導入についても、事務効率化の有効な手段として、業務量削減を図れる可能性があり、ひいては、市民からの相談など職員でなければできない業務への対応拡大につながるため、今後、他都市の検証結果などを注視しながら具体化に向けて検討を進めたい。



職員力の評価

問 市民にとって真に必要な市役所となるためには、庁舎を新しくするだけでなく、業務改善を行うなど頑張っている職員や実績を残した職員が適切に評価される人事評価制度を実施することが重要ではないか。

答 改善が当たり前の職場風土となるために実施している職員提案制度では、優秀な改善事例を発表会で発表することや優秀な提案をした職員、所属に対し、市長や部局長が表彰することで、職員のモチベーション向上を図っている。人事評価制度については、現時点では導入していないが、自ら考え、自ら発信し、自ら行動する職員の育成を目指す中で、発揮した能力や挙げた実績に基づく新たな評価制度の構築を行い、職員の能力や組織力の向上を図る必要があるものと考えている。

また、その結果を人事面や給与面において活用することで、さらに職員の意欲を高めるとともに、組織の活性化を図り、ひいては、市民サービスの向上につなげていきたい。



▲市役所はってん機構「はってん改善KIKOU会'18」